平成２７年（フ）第４４号
三重県鈴鹿市南若松町296番地の２　チェリーブロッサム201号、前住所京都府相楽郡精華町大字北稲八間小字寄田長13番地１トゥジュール・アンサンブル203号
債務者　田口　久生
1　決定年月日時　平成27年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで　津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第８４号
三重県津市河芸町千里ヶ丘22番地５
債務者　南　　勲
1　決定年月日時　平成27年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで　津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第８８５号
広島市南区宇品東２丁目２番４号
債務者　藥師寺美津恵
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３９５号
広島県東広島市安芸津町三津3681番地
債務者　小田　勝啓
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２７号
福岡県田川市大字伊田1572番地４
債務者　原　　美恵
1　決定年月日時　平成27年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第３３号
福岡県田川市大字伊田2739番地　三井伊田三井伊田団地13―２―２
債務者　福田　　香
1　決定年月日時　平成27年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第１６５号
鹿児島県鹿児島市西紫原町25番地２　サンスカイコーポ201号
債務者　**禱**　真由美
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１９１号
鹿児島県日置市東市来町湯田2124番地
債務者　笠野　宗男
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１９４号
鹿児島県鹿児島市坂元町７番38号
債務者　岩元　盛孝
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２７号
鹿児島県出水市高尾野町江内5280番地５
債務者　大川内安**徳**
1　決定年月日時　平成27年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
沖縄県名護市大北３丁目８番６―207号　メゾンおおしろ
債務者　小波津研二
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで　那覇地方裁判所名護支部

平成２７年（フ）第１６号
沖縄県国頭郡今帰仁村字崎山119番地１
債務者　当真　美涼（旧姓喜屋武）
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで　那覇地方裁判所名護支部

平成２７年（フ）第６号
沖縄県石垣市字登野城175番地　セレクトＦ登野城３―Ｃ
債務者　山藤　節子
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで　那覇地方裁判所石垣支部

平成２７年（フ）第１３８号
福井県坂井市三国町宿３丁目５番８号、旧住所福井県坂井市三国町宿１丁目５番５号
債務者　本川　峻大
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４３号
福井市日光２丁目22番28号　福井ダイカンプラザ307号
債務者　糀谷　君子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４４号
福井市日光２丁目22番28号　福井ダイカンプラザ307号
債務者　コウジヤ・アートこと　糀谷　　實
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５２号
福井市河合寄安町第６号15番地　森田東団地１号館106号室
債務者　陣内　春雄
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで　福井地方裁判所民事部破産係